

特別徴収義務者 御中

令和5年度 個人村・県民税

特別徴収のしおり



福島県河沼郡湯川村

〒969-3593

福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地

住民課 税務係

電話 (0241) 27-8820 (直通)

FAX (0241) 27-3760

令和5年度 個人村・県民税 特別徴収関係事務取扱要領

地方税法の規定により、給与所得者に係る個人村・県民税については原則として特別徴収の方法によらなければならないことになっておりますので、下記取扱要領をよくご覧いただきご協力をお願いいたします。

1. 特別徴収額の通知について

給与所得等に係る個人村・県民税を特別徴収の方法で徴収する場合は、特別徴収義務者を經由して**5月31日**までに各納税者に税額等を通知することになっておりますので、同封の特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）は直ちに納税者にお渡しください。

退職や休職、その他の事由により交付できない場合は、「給与所得者異動届出書」をつけて速やかにご返送をお願いいたします。

2. 月割額の徴収と納入

特別徴収義務者は、特別徴収税額の月割額を**6月**から**翌年5月**まで毎月給与の支払いをする際に徴収し、**翌月10日**までに納入書により納入してください。

3. 納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時**10人未満**の事業所は、申請により村長の承認を得て、徴収した税額を**11月**と**5月**の年2回の納期に納入することができる特別徴収税額の納期の特例の制度があります。詳細についてはお問い合わせください。

4. 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に税額が変更になった場合は税額変更通知書と新たに納入書を送付いたしますので、変更後の月割額で徴収してください。

5. 特別徴収義務者の所在地・名称変更

綴込みの特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書を提出してください。

6. 給与所得者の異動と異動届出書について

退職・転勤等により異動が生じた場合には、**異動のあった月の翌月10日**までに異動届出書を提出してください。

1月1日から**4月30日**までの間に退職した方に未徴収税額がある場合は、その税額を一括徴収することが義務づけられています。（一括徴収とは、特別徴収義務者が退職者の未徴収税額の全部を最後の給与等から差し引いて納入する方法です。）

上記の期間以外でも退職者の一括徴収にご協力ください。

特別徴収義務者様

特別徴収義務者指定通知書

地方税法第41条並びに同法第321条の4及び湯川村税条例第45条並びに地方税法第328条の5及び湯川村税条例第53条の6（分離課税の特別徴収義務者の指定）の規定により、貴職（殿）を特別徴収義務者に指定し、令和5年度個人村・県民税の特別徴収税額を通知します。

令和5年5月23日

福島県河沼郡湯川村長

三澤豊隆



令和5年度 個人村・県民税の課税の説明

1. 税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計額②＝課税総所得金額③

課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④

税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥

所得割額⑥＋均等割額⑦＝特別徴収税額⑧

特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注) 1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。

3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

2. 税 率

(1) 均等割

東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成26年度から令和5年度までの10年間、村・県民税均等割に復興特別税としてそれぞれ500円が加算されます。

村民税 3,500円 県民税 2,500円

※県民税均等割額には、「森林環境税(1,000円)」が含まれます。

(2) 所得割(総合課税分)

村民税 6% 県民税 4%

3. 所得控除

雑 損 控 除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医 療 費 控 除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

社会保険料 控 除 等		支 払 金 額		
		支 払 金 額	控 除 額	
生 命 保 険 料 控 除	新 契 約	12,000円以下のとき	全額	
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円	
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円	
		56,000円超のとき	28,000円	
	旧 契 約	15,000円以下のとき	全額	
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円	
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円	
		70,000円超のとき	35,000円	
			一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)	
	地 震 保 険 料 控 除	地 震 保 険 料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
50,000円超のとき			25,000円	
旧 長 期 契 約		5,000円以下のとき	全額	
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円	
		15,000円超のとき	10,000円	
		地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円		

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
障害者控除 (特別障害者) (同居特別障害者)	26万円	扶養控除	一般	33万円
	30万円		老人	38万円
	53万円		特定	45万円
寡婦控除	26万円	同居老親等	45万円	
ひとり親控除	30万円			
勤労学生控除	26万円			
基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円の以下		43万円
		2,400万円超2,450万円の以下		29万円
		2,450万円超2,500万円の以下		15万円

4. 税額控除（調整控除）

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

(1) 合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5%（県民税2%、村民税3%）に相当する金額

① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

② 合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税の2%、村民税3%）に相当する金額

① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円	特別配偶者控除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
寡婦控除		1万円	特別配偶者控除	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円
ひとり親控除	父	1万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
	母	5万円		特定	18万円	同居老親等	13万円
勤労学生控除		1万円					

5. 税額控除（配当控除）

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
			村民税	県民税	村民税	県民税
利益の配当等			1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等証券投資信託以外			0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

6. 税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

- ① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
- ② 前年分の所得税額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

村民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

7. 税額控除（配当割額控除額又は株式等譲渡所得割控除額）

区 分	村民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

8. 税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額（総所得金額等の合計額の30%を上限）

- ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- ② 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- ③ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- ④ 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし①のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の場合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円を超え 330万円以下	79.79 %
330万円を超え 695万円以下	69.58 %
695万円を超え 900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16 %
4,000万円超	44.055%
0円未満 （課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90 %
0円未満 （課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

9. 非課税の範囲

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ② 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の者

10. 均等割の非課税

前年の合計所得金額が次の基準以下である者に対して均等割は課税されません。

$$\text{基準} = 280,000\text{円} \times (\text{控除対象配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 10\text{万円} \\ + 168,000\text{円} (\text{控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合})$$

11. 所得割の非課税（特例）

前年の合計所得金額が次の基準以下である者に対して所得割は課税されません。

$$\text{基準} = 350,000\text{円} \times (\text{控除対象配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 10\text{万円} \\ + 320,000\text{円} (\text{控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合})$$

給与支払報告 給与所得等に係る特別徴収に関する給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。(異動日の翌月10日までが提出期限となっています)

令和 年 月 日		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 -			連 絡 先	係									
湯川村長様			名称							氏名							
			代表者の 職氏名印	⑩						電話							
給与所得者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由			異動後の未徴収税額の徴収						
フリガナ				円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 異動 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. その他 8. ()			1. 一括徴収 2. 普通徴収 3. 特別徴収継続						
氏名	(旧姓)																
個人番号	生年月日: S.H 年 月 日																
現住所	〒 -																

◎ 異動後の未徴収税額の徴収で「1.一括徴収」または「3.特別徴収継続」を選択した場合は、次の欄にも記載してください。

1. 一括徴収		
(ウ)の額を退職時等に、給与等から徴収する。		
一括徴収した税額は □ 月分で納入します。 (月 日納期限)		
一括徴収の理由		
1. 異動が 年12月31日までで、 申し出があったため。 (月 日申出)		
2. 異動が 年1月1日以後で、 特別徴収の継続の希望がないため。		
徴収予定	徴収予定日	徴収予定額 (ウ)と同額
		異動者 同意印

3. 特別徴収継続 (ウ)の額を新しい特別徴収義務者が給与から徴収する。			
新 特 別 徴 収 義 務 者	所在地		
	フリガナ		
	名称 代表者の 職氏名印	⑩	
	担当者	電話	() -
月割額 円を □ 月分 (月 日納期限) から納入する。			

特別徴収義務者指定番号											
個人番号又は法人番号											

新規の場合は下記の欄に○印を ご記入ください。		
納入書	必要	不要

- 転勤等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先への回付をお願いいたします。新勤務先では、下段(3. 特別徴収継続)の事柄を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市町村長に送付してください。
- 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
- 個人番号および法人番号の記載が必要となりますので「個人番号又は法人番号」「個人番号」の欄にそれぞれ記入してください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

令和 年 月 日 湯川村長様	給 与 支 払 者 <small>(特別徴収義務者)</small>	所在地	〒 -	特別徴収義務者 指 定 番 号																
		フリガナ			法 人 番 号															
		名 称			連 絡 先	係														
		代表者の 職氏名印				氏 名														
				電 話	() -															
変 更 事 項	変 更 前			変 更 後																
	所 在 地 (住 所)	〒 -			〒 -															
	フリガナ																			
	名 称 ま た は 氏 名																			
	電 話 番 号	() -			() -															

変 更 理 由 <small>(該当する理由に○を付けてください。)</small>	1. 社名変更 2. 本店登記地変更 3. 事務所等の移転 4. 給与事務統合 5. 新設合併 6. 吸収合併 (変更前欄の法人: 存続・解散) 7. 分割 8. 法人化 9. その他 ()
	◎ 4~8に該当する場合は、原則として「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。
特別徴収義務者 指定番号について	1. 現在の指定番号を継続して使用する。 2. 新給与支払者の指定番号【 】を使用する→「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。 3. 新規に指定番号を取得する→「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。
変 更 年 月 日	年 月 日

備 考

普通徴収から特別徴収への変更届出書

特別徴収義務者 指 定 番 号										
法 人 番 号										

令和 年 月 日 湯 川 村 長 様	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地						連 絡 先	係		
		名 称							氏 名		
		代 表 者 の 職 氏 名 印	Ⓜ						電 話		

給 与 所 得 者	(ふりがな) 氏 名			左記の者の村・県民税について 普通徴収の <input type="text"/> 期分から 当事業所で <input type="text"/> 月分から特別徴収します。 (月 日納期限分)
	旧 住 所 (1月1日現在)			
	現 住 所			
[申請理由] (該当する理由に○を付けてください。)		1. 本人から特別徴収にする希望があったため	※普通徴収分の納付済み額は、必ず本人にお確かめください。	
		2. 入社 (年 月 日 入社)		
		3. その他 ()		

備 考

※湯川村処理欄

	(処理年月日)	年 税 額	円
		納 付 済 額	円
		特別徴収への変更額	円

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額を納入する際、東北各県以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、当村の取扱局として指定しなければなりません。右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行・郵便局を記載のうえ、当初納入するときに、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

キ
リ
ト
リ
セ
ン

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 本・支店長 様
郵便局長 様

福島県河沼郡湯川村長 三 澤 豊 隆



指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴局を当村の個人村・県民税特別徴収税額の納入取扱局に指定しましたので、通知いたします。

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1 口座番号 | 02290-7-961113 |
| 2 加入者名 | 湯川村会計管理者 |
| 3 取りまとめ店 | 仙台貯金事務センター(〒980-8794) |